

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第2区分

【発行日】平成29年8月17日(2017.8.17)

【公開番号】特開2016-51809(P2016-51809A)

【公開日】平成28年4月11日(2016.4.11)

【年通号数】公開・登録公報2016-022

【出願番号】特願2014-176216(P2014-176216)

【国際特許分類】

H 05 K 7/14 (2006.01)

【F I】

H 05 K 7/14 F

【手続補正書】

【提出日】平成29年7月10日(2017.7.10)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

筐体と、

前記筐体内に面した状態に設けられた第一の壁部と、

前記第一の壁部から当該第一の壁部の厚さ方向の一方側に突出し、前記厚さ方向に沿って少なくとも前記一方側に開口された第一の開口部が設けられた第一のベース部と、

前記第一の壁部の前記一方側の部分に設けられ、前記第一のベース部の前記一方側の端面よりも前記厚さ方向の他方側に位置された第二のベース部と、

前記第二のベース部の前記一方側から前記第一のベース部の前記一方側に延びるとともに前記第一の開口部と重なる第二の開口部が設けられた第二の壁部、を有した取付部材と、

前記第二のベース部と前記第二の壁部とに挟まれ、第三の開口部が設けられた第三の壁部と、前記第二のベース部と隙間を空けて設けられたボディと、を有したモジュールと、

前記第二の開口部を貫通して前記第一の開口部に入れられ、前記取付部材と前記第一のベース部とを結合する結合具と、

前記第二のベース部から前記一方側に突出して設けられ、前記第三の壁部のうち前記第三の開口部と面する部分と当たることにより前記第一の壁部に対する前記モジュールの移動を規制する第一の規制部と、

を備えた電子機器。

【請求項2】

前記第三の開口部は、前記第三の壁部の縁部に設けられた切欠であり、

前記第三の壁部は、当該第三の壁部のうち前記第三の開口部の周囲の部分を前記第二のベース部と前記第二の壁部とに挟まれた、請求項1に記載の電子機器。

【請求項3】

前記第一のベース部を有し、前記第一の壁部から前記一方側に突出した支持部と、

前記支持部に設けられた第一の係部と、

前記取付部材に設けられ、第一の係部に引っ掛かる第二の係部と、

を備えた、請求項2に記載の電子機器。

【請求項4】

前記第一のベース部は、前記第一の開口部の少なくとも一部を囲った雌ねじ部を有し、

前記結合具は、前記取付部材の前記一方側に位置される頭部と、前記頭部から延び、前記第二の開口部を貫通して前記第一の開口部に入れられ、前記雌ねじ部と結合される軸部と、を有し、

前記第二の壁部の前記第二の開口部の径は、前記結合具の前記軸部の径よりも取付誤差を含んだ量だけ大きく形成されている請求項1に記載の電子機器。

【請求項5】

前記第三の壁部と前記第一のベース部とは、前記第一の壁部の前記一方側の面に沿う方向に並べられた、請求項1に記載の電子機器。

【請求項6】

前記第三の壁部は回路基板であり、

前記筐体内に収容され、前記回路基板のうち前記取付部材とは反対側の端部と結合されたコネクタを備えた、請求項1に記載の電子機器。

【請求項7】

前記取付部材は、前記第三の壁部の縁部と当たることにより、当該取付部材と前記モジュールとの相対的な回転を規制する第二の規制部を有した、請求項1に記載の電子機器。

【請求項8】

前記第二のベース部は、前記第一の壁部から前記一方側に突出した、請求項1に記載の電子機器。

【請求項9】

筐体と、

前記筐体内に面した状態に設けられた第一の壁部と、

前記第一の壁部から当該第一の壁部の厚さ方向の一方側に突出し、前記厚さ方向に沿って少なくとも前記一方側に開口された第一の開口部が設けられた第一のベース部と、

前記第一の壁部の前記一方側の部分に設けられ、前記第一のベース部の前記一方側の端面よりも前記厚さ方向の他方側に位置された第二のベース部と、

第三の開口部が設けられた第三の壁部と、前記第二のベース部と隙間を空けて設けられたボディと、を有したモジュールと、

前記第二のベース部から前記一方側に突出して設けられ、前記第三の壁部のうち前記第三の開口部と面する部分と当たることにより前記第一の壁部に対する前記モジュールの移動を規制する第一の規制部と、

を備えた電子機器に設けられ、

前記第二のベース部の前記一方側から前記第一のベース部の前記一方側に延びるとともに前記第一の開口部と重なる第二の開口部が設けられ、前記第二のベース部とによって前記第三の壁部を挟む第二の壁部を有し、

前記第二の壁部は、前記第二の開口部を貫通して前記第一の開口部に入れられる結合具によって、前記第一のベース部と結合される、取付部材。

【請求項10】

筐体と、

前記筐体内に面した状態に設けられた第一の壁部と、

前記第一の壁部から当該第一の壁部の厚さ方向の一方側に突出し、前記厚さ方向に沿って少なくとも前記一方側に開口された第一の開口部が設けられた第一のベース部と、

前記第一の壁部の前記一方側の部分に設けられ、前記第一のベース部の前記一方側の端面よりも前記厚さ方向の他方側に位置された第二のベース部と、

前記第二のベース部の前記一方側から前記第一のベース部の前記一方側に延びるとともに前記第一の開口部と重なる第二の開口部が設けられ、第二の壁部を有した取付部材と、

前記第二のベース部と前記第二の壁部とに挟まれ、第三の開口部が設けられた第三の壁部と、前記第二のベース部と隙間を空けて設けられたボディと、を有したモジュールと、

前記第二のベース部から前記一方側に突出して設けられ、前記第三の壁部のうち前記第三の開口部と面する部分と当たることにより前記第一の壁部に対する前記モジュールの移動を規制する第一の規制部と、

を備えた電子機器の前記モジュールを取り付ける方法であって、  
前記第三の壁部の前記第三の開口部の周囲の部分を、前記第二のベース部と前記第二の壁部とで挟み、

結合具を、前記取付部材の一方の面側から、前記取付部材の前記第二の開口部と前記第一のベース部の前記第一の開口部とに挿入して、前記結合具によって前記取付部材と前記第一のベース部とを結合する

モジュールの電子機器への取付方法。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

実施形態の電子機器は、筐体と、第一の壁部と、第一のベース部と、第二のベース部と、取付部材と、モジュールと、結合具と、第一の規制部と、を備える。前記第一の壁部は、前記筐体内に面した状態に設けられている。第一のベース部は、前記第一の壁部から当該第一の壁部の厚さ方向の一方側に突出している。前記第一のベース部には、前記厚さ方向に沿って少なくとも前記一方側に開口された第一の開口部が設けられている。前記第二のベース部は、前記第一の壁部の前記一方側の部分に設けられ、前記第一のベース部の前記一方側の端面よりも前記厚さ方向の他方側に位置されている。前記取付部材は、前記第二のベース部の前記一方側から前記第一のベース部の前記一方側に延びるとともに前記第一の開口部と重なる第二の開口部が設けられた第二の壁部、を有する。前記モジュールは、前記第二のベース部と前記第二の壁部とに挟まれ、第三の開口部が設けられた第三の壁部と、前記第二のベース部と隙間を空けて設けられたボディと、を有する。前記結合具は、前記第二の開口部を貫通して前記第一の開口部に入れられ、前記取付部材と前記第一のベース部とを結合する。前記第一の規制部は、前記第二のベース部から前記一方側に突出して設けられ、前記第三の壁部のうち前記第三の開口部と面する部分と当たることにより前記第一の壁部に対する前記モジュールの移動を規制する。